

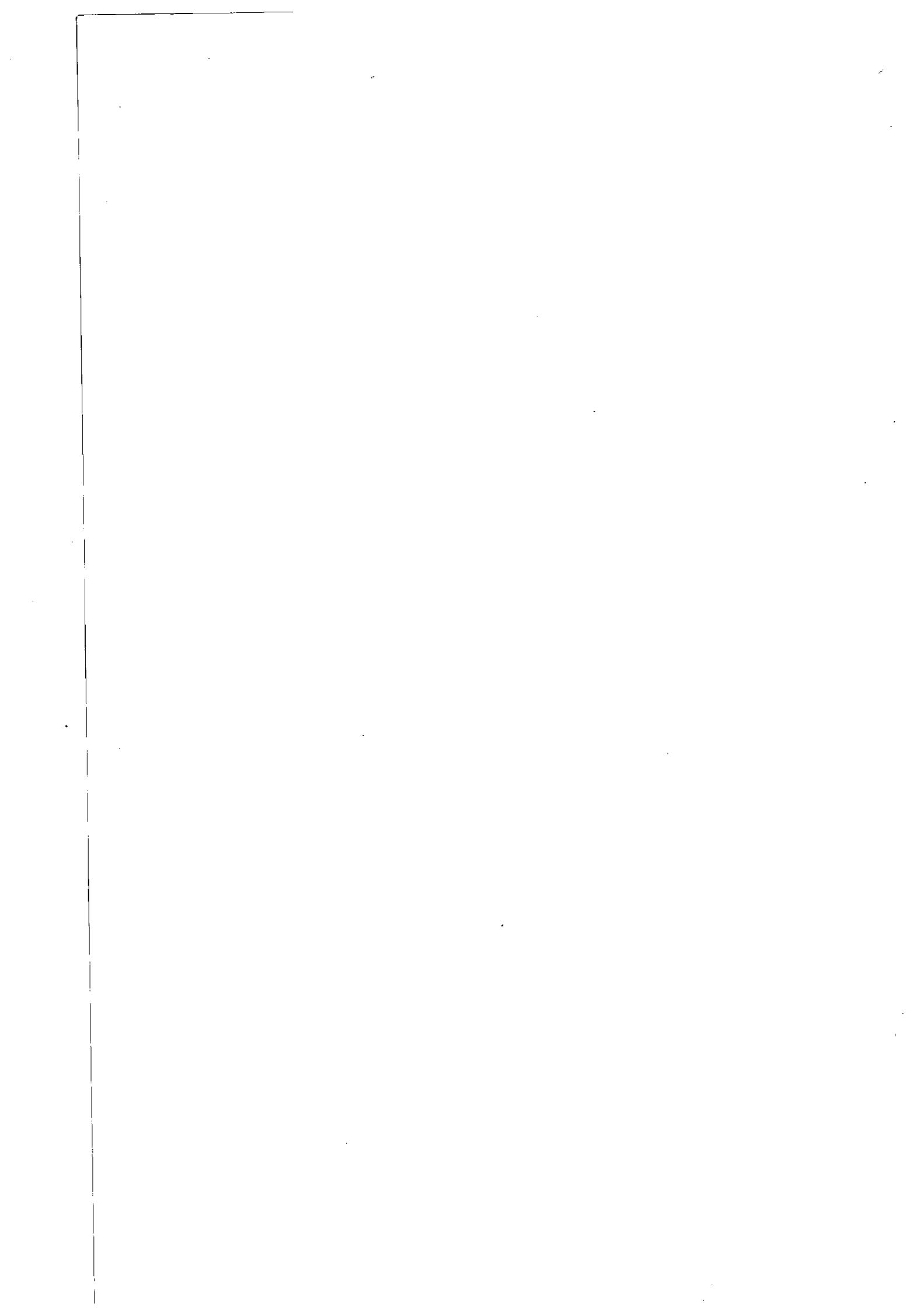
災害時における避難所用電器資機材等
の設置支援に関する協定書



平成27年6月3日

鈴鹿市
三重県電器商業組合鈴鹿支部





災害時における避難所用電器資機材等の設置支援に関する協定書

鈴鹿市（以下、「甲」という。）と三重県電器商業組合鈴鹿支部（以下、「乙」という。）とは、災害が発生し、甲により避難所が設置されたとき、避難所における情報収集や避難生活が長期化した際の環境向上のために必要となる電器資機材の調達及び設置の支援について、次のとおり協定する。

（対象災害）

第1条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものとする。

（要請）

第2条 甲が設置した避難所において、テレビ等の電器資機材の必要性が生じたときは、第1号様式により乙に対して協力を要請する。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等をもって要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（業務範囲）

第3条 甲の要請により乙及び乙の会員が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 電器資機材（テレビ・ラジオ・掃除機等）の調達
- (2) 前号に掲げる避難所への電器資機材の設置
- (3) 同条第1号に掲げる電器資機材の設置に必要となるケーブル等の敷設
- (4) その他甲が必要と認める業務

（対応体制の整備等）

第4条 乙は、災害が発生した場合又は災害が発生するおそれがある場合において、必要と認めるときは、甲の要請に直ちに対応できる体制の確保に努める。

2 乙は、前項の体制の確保に資するため、平常時から、連絡体制、連絡方法、連絡手段、業務責任者等を定め、業務に支障をきたさないよう連絡調整に努める。

3 乙は、甲の要請を受けた場合において、乙のみでの対応が困難なときは、甲乙協議のうえ、乙の関係団体等に支援を求めることができるものとする。

（訓練協力）

第5条 乙は、甲の実施する防災訓練等に参加を要請された場合は、必要により協議のうえ、これに協力するものとする。

（費用負担）

第6条 第3条に規定する業務にかかる費用については、甲の負担とする。また、テレビ等の資機材については、原則借り上げとするが、緊急に借り上げることが困難な場合、あるいは、借り上げ費より購入費が安価な場合は購入するものとする。また、その費用については、災害発生時の直前における当該地域の適正価格を基準として、甲

乙協議のうえ定めるものとする。

(損害賠償)

第7条 甲の要請により、第3条各号に掲げる業務に従事した者が当該業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の損害賠償は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)により行うものとする。ただし、労働者災害補償保険法が適用されない場合は、甲乙協議のうえ行うものとする。

2 甲、又は乙の会員は、前項の事実が発生したときは、速やかにその状況を書面により甲に報告するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも協定の解除、変更等について申し出がないときは、この協定は任期満了の翌日から起算してさらに1年間延長するものとし、以後同様とする。

(甲の解除権)

第9条 甲は、この協定が履行される見込みがないと認めるとき、又は乙に災害協力者としてふさわしくない行為があったと認めるときは、前条の有効期限にかかわらず、この協定を解除することができる。

(その他)

第10条 この協定に定めがない事項、又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成27年6月3日

甲 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号
鈴鹿市

鈴鹿市長

末松則子

鈴鹿市長印

乙 三重県鈴鹿市岸岡町3145-2
三重県電器商業組合 鈴鹿支部

支部長

浅野文夫

支店長印

(第1号様式)

年 月 日

三重県電器商業組合鈴鹿支部 御中

鈴鹿市長 末松 則子

災害協力要請書

により 災害時における協力に関する協定書第2条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

要請担当者 氏名・電話番号	所 属		職 名	
	氏 名		電話番号	
要請日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分頃			
要請内容				
要請資機材	テレビ		ラジオ	
	冷暖房器具		洗濯機	
	掃除機		その他() 台	
場 所				
期 間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()			
備 考				

鈴鹿市
之印

電商組

